

議案第 7 号

琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

別紙のとおり、琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年琴浦町条例第189号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(服務規律) 第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。<u>ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 (報酬) 第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u> <u>2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。</u> <u>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出動報酬を支給する。</u> (費用弁償) 第13条 <u>1 団員が公務のため旅行するときの費用弁償は、内国旅行の旅費の額は、別表第3のとおりとし、外国旅行の旅費の額</u>	(服務規律) 第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。<u>また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。 (報酬) 第12条 <u>団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</u> (費用弁償) 第13条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u> <u>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行するときの費用弁償は、内国旅行の旅費の額は、別表第3のとおりとし、外</u>

は、国家公務員の例により、その支給については、琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の規定を準用する。

別表第1(第12条関係)

区分	年額報酬
略	130,600円
	85,100円
	59,100円
	51,500円
	46,800円
	46,800円
	43,700円

別表第2(第12条関係)

区分	出勤報酬
団長	災害・捜索(1日につき) 4時間まで 4,200円
副団長	4時間を超えるもの 8,000円
分団長	警戒・訓練(1回につき) 4,200円 その他の出勤(1回につき) 4,200円
副分団長	
班長	
団員	

国旅行の旅費の額は、国家公務員の例により、その支給については、琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の規定を準用する。

別表第1(第12条関係)

区分	報酬の年額	備考
略	130,600円	
	85,100円	
	59,100円	
	51,500円	
	46,800円	
	46,800円	
	43,700円	

別表第2(第13条関係)

区分	費用弁償(1回につき)
団長	
副団長	訓練 4,200円
分団長	その他の出勤 4,200円
副分団長	
班長	
団員	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。